

## 議 事 録

会議の名称	本庄市農業振興整備促進審議会
開催日時	令和2年11月17日(火) 午後1時30分から 午後2時35分まで
開催場所	本庄市児玉総合支所会議室A・B
出席者	粳田委員、小林委員、田端委員、細野委員、立石委員、小暮委員 岩上委員、田島委員、宮部委員、海澤委員、阿部委員 計11名(欠席者1名)
欠席者	清水委員
議 事 (次 第)	○本庄市農業振興整備促進審議会 1 開会 田島会長(会議録では割愛) 2 議事 本庄農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について (本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画変更を含む) 3 報告 農用地利用計画の変更における協議書について 住宅系の農地転用に係る転用面積の規模について 4 閉会 田端副会長(会議録では割愛)
配 付 資 料	・本庄市農業振興整備促進審議会次第 ・本庄市農業振興地域整備促進審議会資料(議事資料) ・農用地利用計画の変更における協議書(報告資料2件) ・住宅系の農地転用に係る転用面積の規模について(報告資料)
その他特記事項	本庄市農業振興整備促進審議会規則第2条及び本庄市情報公開条例第7条の規定により、議事については非公開とする。
主 管 課	農政課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (美野田補佐)	本日はお忙しい中、御参会くださりありがとうございます。 進行を務めます農政課の美野田です。よろしくお願ひします。 本日の審議会開催について御報告します。 本日の出席者数は、11名で、委員の2分の1以上の出席を頂いております。

<p>事務局 (美野田補佐)</p>	<p>本庄市農業振興整備促進審議会条例第5条第2項の規定により会議が成立していることを報告いたします。</p> <p>審議会は、本庄市農業振興整備促進審議会規則第2条により会議は公開としていますが、本日の議事は、本庄市情報公開条例第7条に規定する、非公開情報に該当するため非公開とします。</p> <p>なお、同規則第3条に基づき、事前公表した傍聴人の定数は10人であり、本日の傍聴人受付者は、0人であることを報告します。</p> <p>それでは、お手元に御配布の次第により始めさせていただきます。</p> <p>開会にあたりまして田島会長に、開会のあいさつをお願いします。</p>
<p>田島市長</p>	<p>(開会挨拶)</p>
<p>事務局 (美野田補佐)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではこれより議事をお世話になりたいと思います。</p> <p>議長につきましては、当審議会条例第5条第1項に基づき、田島会長に、お願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>議長進行 (田島会長)</p>	<p>それでは議長の座につかせていただきます。</p> <p>本日の議事は7件ございます。それを一括で説明をいただき、その後質疑を頂き採決をお願いしたいと思います。また、議事を終わりました報告事項が3件ありますのでよろしくをお願いします。</p> <p>まず初めに議事録署名人の選任を行いたいと思います。私の方から指名させていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議事録署名人に、田端委員、細野委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>続いて議事に入ります。1号事案から7号事案までの説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (鈴木課長)</p>	<p>それでは、事務局より説明させていただきます。</p> <p>本日の議事の資料ですが、委員の皆さんに事前にお配りしました表紙に本庄市農業振興整備促進審議会資料、令和2年8月受付分と記載した資料によりご説明いたします。</p> <p>(事案1から7まで配布資料により一括説明)</p> <p>以上説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。</p>
	<p>・議事非公開(本庄市農業振興整備促進審議会規則第2条及び本庄市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当)</p>
<p>議長進行 (田島会長)</p>	<p>それでは、1号事案から7号事案まで採決に入ります。</p> <p>第1号事案について賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手者総員です。</p> <p>第2号事案について賛成の方の挙手を求めます。</p>

<p>議長進行 (田島会長)</p>	<p>挙手者総員でございます。 第3号事案については、私の親族にかかわる事項でございますので、この審議会の条例等には何のくくりは無いのですが、いままでの経験上から、この進行は田端副会長にお願いし、私は暫時この場を退席したいと思います。 よろしいでしょうか。 (田島会長退席)</p>
<p>議長進行 (田端副会長)</p>	<p>それでは、会長に代わって暫時議長を務めます。 事案番号3について質疑質問を受けます。発言のある方は、挙手をお願いします。 ーなしの声ありー よろしいでしょうか。それでは決を採りたいと思います。 承認していただける方は、挙手をお願いいたします。 挙手多数と認め、事案番号3については承認といたします。 会長の入場をお願いします。 それでは、会長が復帰しましたので、議長の職を交代します。</p>
<p>議長進行 (田島会長)</p>	<p>それでは、議長の任につかせていただきます。御協力ありがとうございました。 それでは、事案第4号について採決を取ります。賛成の方の挙手を求めます。 挙手者総員でございます。 続きまして第5号の事案について採決を取ります。賛成の方の挙手を求めます。 挙手者総員であります。 続きまして第6号の事案について採決を求めます。賛成の方の挙手を求めます。 挙手者総員でございます。 第7号の事案について賛成の方の挙手を求めます。 挙手者総員でございます。 1号事案から7号事案まで、途中退席して皆様方にご迷惑をおかけしましたこと心からお詫び申し上げ、議長の任を解かせていただきます。 誠にありがとうございました。続きまして報告事項をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (美野田補佐)</p>	<p>続きまして、2の報告事項に移りたいと存じます。引き続き鈴木課長から説明させていただきます。なお、報告事項につきましては会議を公開とさせていただきます。</p>
<p>事務局 (鈴木課長)</p>	<p>それでは報告事項につきまして、資料に基づき説明させていただきます。 本日の報告事項は、お手元に配布させていただいてあります農用地利用計画の変更における協議書の報告です。2点ほどあります。8月31日受付の東京電力パワーグリッド株式会社と、10月13日受付の携帯電話会社の楽天モバイル株</p>

<p>事務局 (鈴木課長)</p>	<p>式会社の2件です。それでは初めに、8月31日受付の、東京電力パワーグリッド株式会社の協議書について説明させていただきます。</p> <p>東京電力が行う送電線事業ですが、当該送電線鉄塔は、大正13年に建設された施設で、老朽化による立替工事に伴い、新たに3か所の鉄塔敷地が必要となったための、農用地からの除外です。</p> <p>農振法では、施行令第8条第4号及び、同項施行規則第4条の5に規定された公共性が特に高いと認められる事業については、変更の申出をすることなく農用地から除かれるものとなります。そのため、こういった事業者事前に協議書をお求め事業実施の確認を行っております。</p> <p>協議書の4ページに事業計画図として、新設場所の配置図がありますので御覧ください。設置場所はJA埼玉ひびきの農協本庄北支店や直売のおぞら館の直ぐ南側とその周辺になります。昨年10月ごろから工事が始まり、現在、工事は終了しています。</p> <p>続きまして、2件目ですが、10月13日受付の楽天モバイル株式会社による携帯電話の基地局設置の協議です。</p> <p>3・4ページに設置場所の案内図がありますのでご覧ください。場所は、本庄南大通り線を東に直進し、国道17号の寿三丁目の交差点を直進し本庄妻沼線に入り大きく右カーブした最初の信号機のある交差点の、右奥の角地に計画されております。5ページから7ページにかけて建築概要があります。これによると、コンクリート柱を設置し、その支柱にアンテナや器具を設置する形式となっております。基地局の占有面積は概ね2平方メートルで、設置は12月中旬を見込まれています。以上、2件についての説明を終わります。</p>
<p>事務局 (美野田補佐)</p>	<p>続きまして、杉山の方から3件目の報告をします</p>
<p>事務局 (杉山専門員)</p>	<p>私の方からは、前回の7月22日の審議会の席で御質問をいただいた県の指導にあたる住宅の転用面積、上限500平方メートルの根拠について資料1により説明させていただきます。根拠となっております通知は、平成15年5月1日付け農政第305号で埼玉県農業政策課長から各農林振興センター所長宛てた住宅系の農地転用に係る転用面積の規模についての通知で、転用面積の上限500平方メートルが示されています。</p> <p>その根拠としましては、平成13年3月13日に閣議決定された住宅建設計画法に基づく第8期住宅建設5か年計画を根拠としていて、具体的な戸建て住宅の専用面積を示しています。これを参考として上限500平方メートルを指導しているものです。</p> <p>具体例としましては、高齢夫婦を含む世帯員6人の場合は164平方メートルが必要としています。</p>

<p>事務局 (杉山専門員)</p>	<p>県の算出参考例が掲載されていまして、農地600平方メートルを転用したいという申入れに対してで、世帯構成が申請者本人と配偶者、子供2人、高齢者の父母6人家族です。また、申請者の職業は個人タクシーの運転手、子供も成人し車で通勤通学している。なお、父母が高齢の為、階段の利用が困難なため平屋建てにしたいという事例ですが、先ほどの国の計画の具体的な戸建て住宅の専用面積の高齢夫婦を含む6人世帯の164平方メートルを該当させ、平成16年5月から白地地域の建築形態規制の導入が見込まれるという建ぺい率40%で除算すると410平方メートルが算出され、また、車1台当たり15平方メートルの敷地を見込んでおり3台分で45平方メートルを加算したとしても455平方メートルが適当という判断です。このことから500平方メートルを上限とされ指導されているものです。</p> <p>また、直近では農地の作業効率等の観点から、上限を超えた面積が100平方メートル以内の場合は、100平方メートル以上の農地を残すよう指導されております。以上で説明を終わります。</p>
<p>事務局 (美野田補佐)</p>	<p>それでは、本日予定しておりました議事及び報告は全て終了いたしました。杉山の方からの話もありましたが今後許認可機関の県の方が500までという中でより一層厳しい状況であることは感じているところですが、今後ともよろしくお願いします。以上を持ちまして終了いたします。 会議の資料につきましては、個人情報等のため持ち帰らずにテーブルに置いて行ってくださいますようお願いいたします。</p> <p>ここで閉会の言葉を田端副会長よりお願いします。</p>
<p>田端副会長</p>	<p>(閉会挨拶)</p>